

令和6年度第2回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和6年6月24日(月) 11時開会 11時54分閉会

2 場 所 倉吉市「倉吉シティーホテル」

3 出席者

(1) 常設審議委員 22名／23名

発言者等	議 事 要 旨
1 開 会 事務局	それでは、定刻でございます。ただ今より令和6年度第2回常設審議委員会を開会いたします。 まず、本会会議規則第7条に基づき、出席委員数の報告を申し上げます。 本日の常設審議委員の出席は、別紙名簿のとおり、23名中、22名の出席で、常設審議委員会運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しており、本委員会が成立することをご報告申し上げます。 それではここで、今月から常設審議委員にご就任いただきました名簿の9番 北栄町の竹原会長を御紹介をしたいと思います。その場で一言ご挨拶を頂戴できればと思いますので、よろしくお願いいたします。 (竹原委員が名前を呼ばれた後、挨拶をした。) 竹原会長、ありがとうございました。 本来ですとここで、山協会長から挨拶をお願いするところですが、本委員会終了後に開催いたします定期総会で挨拶を頂戴いたしますので、常設審議委員会では割愛とさせていただきます。
2 開会挨拶 山協会長 事務局	(省略) それでは、早速審議委員会に入りたいと思います。以降、農業会議定款第45条、運営規程第4条第3項の規定に基づきまして、山協会長に議長として進行いただきます。よろしくお願いいたします。
3 議事録署名人の選任 議 長	それでは、早速入らせていただきます。まずはじめに、本日の、議事録署名人でございますが、慣例によりまして議長の私から指名させていただきますのでよろしいでしょうか。

議 長	(異議なし) 異議なしとのことですので、それでは、安部委員(八頭町農業委員会会長)、恩田委員(南部町農業委員会会長)を議事録署名委員として指名させていただきます。
4 報告事項 議 長 経営支援課 議 長	続きまして報告事項でございます。先月の農地転用許可状況について、県から報告をお願いいたします。 (資料1により説明) ただいま、県の方から報告がありましたが、皆さん方からご質問・ご意見等ありませんか。 (質問・意見なし)
5 議 事 議 長 事務局 米子市農業委員会事務局	ないようですので、議事の方に入らせていただきます。まず始めに、今月の農地法の規定に基づく県全体の一覧表の説明をお願いいたします。 それでは、令和6年6月分ということで、各市町村の附議案の附議状況について、お手元の資料2に基づき一覧表を説明いたします。(一覧表を説明) 今月は4条案件はございません。 第5条案件で、2件、米子市農業委員会及び伯耆町農業委員会から意見聴取案件がございます。 なお、現地調査を実施していただいておりますので、各農業委員会の方から説明をいただいたあと、現地調査の報告を併せてお願いしたいと思います。 それでは、米子市農業委員会さんよろしくをお願いいたします。 失礼します。米子市農業委員会事務局の[]でございます。よろしくをお願いいたします。それでは、本件について、資料2ページの「30aを超える事案説明資料」を基に、順に説明させていただきます。 初めに、1土地の所在地等ですが、[]となります。4ページの位置図をお願いいたします。申請地は米子西ICから南に約1.4km、県道米子広瀬線近くに立地しており、米子市の南西部となります。 続いて、2の現在の営農状況ですが、5ページの間接図をお願いいたします。ご覧のとおり申請地を含む周辺農地は集落や山林に囲まれ、ほ場整備等の農業公共投資は行われておらず、田と畑

が混在する地域です。なお本申請地内は利用集積はなく、すべて自作地として保全管理されております。

3の転用事業者ですが、[redacted]でございます。

4の転用目的ですが、[redacted]の設置を行うものです。本計画は田 [redacted]の転用を計画しております。続きまして、転用要件の審査内容について、[redacted]より説明します。

続きまして、5の立地基準について説明いたします。農地区分ですが、周辺農地は集落や山林に囲まれ、ほ場整備等の農業公共投資は行われておらず生産力の低い小集団の農地です。第2種農地に該当いたします。営農状況は、土地改良区の該当はなく、ほ場整備されておらず、形が不整形で北の山側にも近いため、営農には不向きであり、近年は作付けをしていない状況となっております。代替地等、土地の選定理由ですが、本申請地周辺で、9,000㎡程度の面積規模の条件を満たす場所として複数の用地を検討いたしましたが、本申請地以外にはいずれも条件を満たす用地がなく、また、雑種地等や宅地などの土地は必要な面積を確保出来る用地がなかったため、[redacted]の影響など、条件を考慮して当該地を選定したものであります。

6の一般基準ですが、他法令の許認可について、農振除外は該当ありません。他法令の状況については、開発事前協議等も該当はありませんでした。事務局でも埋蔵文化財保護の試掘など該当しないか確認いたしましたところ不要とのことでした。規模妥当性ですが、6ページの土地利用計画図 断面位置図をお願いします。パネル設置枚数は1456枚となり、余剰となる土地もなく、妥当な規模と判断しております。被害防除計画等ですが、6ページの土地利用計画図、7ページの断面図をお願いいたします。盛土は行わず転圧整地のみを行います。高さ1.5mのフェンスを設置いたします。雨水の排水について、基本は地下浸透ですが敷地内全体に勾配があり自然流下後、既設用排水路に排水されます。汚水の発生はありません。近隣住民には事前周知の説明を行っております。農家組合の排水同意につきましましては、現地調査の段階では集落内での合意が得られていることを同意書の添付を持って確認したのみで、関係者への聞き取り等を十分に行っておりませんでした。現地調査後確認いたしましたところ、実行組合長から役員に説明をしていただいて、その上で水利関係について組織として了承の上、同意書を提出していただいていることを確認いたしました。このため、実行組合長に加え役員全員の連名の承諾書を新たに提出いただきました。また、敷地内の除草、水路柵の管理等についても誓約書を書面で交わしておられることを確認しております。今回の現地調査において、当方の確認が不足しており、委員の皆様には十分な説明を行うことが出来なかったことをお詫びしますとともに、今後の農業委員会における転用案件の審議におきましても、今回の反省を踏まえ適切に実施していきたいと思っております。大変申し訳ありませんでした。資金調達ですが、全体計画の[redacted]を確認しております。最後に農業公共投資につきまして、該当はありません。

以上、[redacted]を目的とした農地転用について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

それでは、説明が終わりましたので、現地調査の報告をお願いします。

南部町の恩田ですが、来る6月13日13時30分から現地調査をさせていただきました。その過程の中で、

合計13名で審議をしたような次第です。係長さんの方から説明がありましたが、その過程の中で、集落の同意がとってあるとおっしゃっていましたが、何かの形で文書がなければいけないということで、文書をとっていただくようご指導したような次第です。また、この土地においては、先ほども説明がありましたが、太陽が出る東側に山があり、大変農業生産性の低い、また、労働生産性も低い環境にありました。ただ、1つ良かったのは、排水路の端末の方が1 mに60 c m、水量計算についても100を想定していると業者の方から説明がありました。本当に、この点につきましては、今までにない100年に1回200年に1回の水が出てもしっかり排水ができる。これだけは、今までにない開発だなと思いました。今までの中で1番排水関係は出来ているのではなかろうかと思っています。以上で現地報告を終わらせていただきます。

ありがとうございました。
それでは、続きまして伯耆町の説明をお願いします。

おはようございます。伯耆町農業委員会事務局長の[]でございます。本日は[]とともに説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案番号 5 条一 2 伯耆町農業委員会事務局の案件でございます。[redacted]における[redacted]を目的とする農地転用について説明をいたします。2 ページから 3 ページの「30a を超える事案説明資料」により説明しますのでご覧いただきたいと思います。

1. 土地の所在等でございます。

■でございます。4 ページの位置図をご覧くださいと思います。申請地は、合併前の旧岸本町の区域で、現在の伯耆町役場本庁舎の南東で、車で5分程度、距離は約3キロメートルにあり、役場から国道181号線を南下し、吉定地内から東側、県道36号線に入り、口別所地内から町道を南下した場所に位置しております。5 ページの中間図をご覧ください。申請地の西側と南東側には既存の■がございます。東側には約3ヘクタールの土地が広がっています。その農地の東側には、地元の■

がございました。

2 ページの資料にお戻りください。2. 現在の営農状況です。

申請地は、水田と畑地があります。水田については地元の[]で組織されている[]が耕作を行ってまいりました。畑地については、地権者が自家用野菜などを栽培していました。現在は、転用が予定されていることもあり、田畑ともに地権者において保全管理が行われています。

3. 転用事業者です。転用事業者は、[]

[]さんです。事業内容は、[]などです。伯耆町の[]広域認定農業者となっています。

続いて4. 転用目的です。用途は、[]

[]建設するものです。必要性ですが、近年の[]

5. 立地基準の(1)農地区分です。申請地は、全筆が農用地区域内農地であり、区分決定根拠は農業用施設となります。(2)許可根拠です。こちらは農用地利用計画指定用途のうち、農業用施設用地に該当します。(3)営農条件です。5 ページの中間図をご覧ください。申請地の農地は傾斜地の最下部にある既存鶏舎に隣接しております。基盤整備された水田と、農業公共投資の対象となっていない生産力の低い畑地として利用されています。これらの農地を、農用地から農業用施設用地に用途変更しようとするものでございます。2 ページ資料にお戻りください。(4)代替地等は、該当いたしません。

6. 一般基準でございます。(1)他法令許認可でございます。農振法につきましては、農用地から農業用施設への用途変更を令和6年5月24日に公告済でございます。2,000㎡以上の開発行為に必要となります伯耆町開発事業指導要綱に基づく開発行為の同意につきましては、令和6年3月29日に町議会の意見を伺った上で、町と事業者で開発協定書を締結しております。今回の開発事業の期間及び開発事業終了後において、公害等の発生に対して、[]において発生防止に努めることや、町や関係機関による調査等への協力、指示に従うことや、被害が[]に起因する場合において、[]の負担による対策の実施等について合意を得ております。また、[]間についても、別途公害防止に関する協定書を締結しておられ、その中には、公害防止策に対する事業者の責務や公害発生時の必要な対策の実施と集落に対する報告、集落が必要とする者を同行させて事業所内に立ち入ることが出来る等が明記されてます。今回の常設審議委員会の現地調査において、わたくしどもの確認が不足しており、委員の皆様には十分な説明を行うことが出来なかったことを深くお詫びします。今回の農業委員会における転用案件の審議におきましても、今回の反省を踏まえ、近隣市町村の転用案件に対する関係法令手続きを参考にしながら、適切に実施していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。続いて、盛土規制法についてです。鳥取県より該当にならない旨を伯耆町担当課の企画課が回答されています。文化財保護法につきましても、周知の埋蔵

文化財包蔵地でないことを伯耆町教育委員会に確認済みです。また、国有財産法に基づき、用悪水路の位置替え、及び公衆用道路の形状変更について伯耆町担当課の地域整備課と事前協議済みでございます。(2) 規模の妥当性です。6 ページの土地利用計画図をご覧ください。申請地の

を設ける計画となっており、利用計画は妥当であると判断いたしました。また、7 ページから 11 ページには、6 ページの土地利用計画図に対応する縦断図、横断図を添付していますのでご確認をお願いしたいと思います。12 ページには、構造図を添付しております。水路の横断用側溝のグレーチングの荷重は 25 t で計画されています。2 ページの資料にお戻りください。

6. 一般基準の(3) 営農及び造成・被害防除計画等の措置についてです。申請地は、2.3m の盛土、最高 1.2m の切土造成を行うとともに、切盛り面には種子吹付による植生工を行い、法面を保護します。また、13 ページをご覧くださいと思います。農業用水路を確保するため、開発区域内にある既存の農業用水路の付け替えを行います。紫色の線が撤去水路、青色の線が付け替え用水路となり、雨水、は、新設の排水溝を経て、既設沈殿槽内において沈殿・沈降により浄化措置を行ったうえ、流末排水路を経由して、直接、に放流します。緑色の線が増設した施設の排水を示しています。なお、水路断面の決定に当たっては排水に係る流量計算を行っており、周辺農地への営農に支障がないことを確認しております。2 ページの資料にお戻りください。日照につきましては、建築物の高さは約 4 m であり、隣接農地の境界まで 5 ～ 10 m の距離を確保するため、日照への影響はなく、また近隣農地所有者から同意を得ています。については、場内にある堆肥舎に搬送し、堆肥舎に隣接するボイラーの燃料として使用します。また、給水については自社水源として、場内にある井戸よりに給水を行います。3 ページをご覧ください。6. 一般基準の(4) 資金調達計画です。

確認しております。事業費の内訳は、

(5) 農地復元の担保は、該当いたしません。7. 農業公共投資です。(1) 事業名は、地区再編農業構造改善事業です。(2) 事業期間は、昭和 55 年～昭和 57 年です。(3) 土地改良区は、事業に伴っての土地改良区は結成されなかったことから、該当いたしません。8. 土地改良区以外のその他の関係権利者です。こちらは、用水を管理している地元のの同意済となっております。こちらにつきましても、常設会議の現地調査の段階では集落内での合意が得られていることを同意書の添付を持って確認したのみで、関係者への聞き取り等を十分に行っておりませんでした。直ちに議事録も取り寄せるとともに、関係水利者全員の同意が得られていることを関係者に確認いたしました。今後は事前の確認を徹底してまいります。9. 農業委員会の意見及び審議の概要です。6 月 10 日の定例総会において、農地転用の許可基準に合致し、転用許可は妥当であると判断しております。いろいろ説

明不足がありましたが、どうぞよろしくお願いします。以上、議案番号 5条一2 伯耆町[REDACTED]における[REDACTED]とする農地転用についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

議 長

説明ありがとうございました。それでは、ただいまの案件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

恩田委員

現地調査報告をいたしたいと思います。来る6月13日15時30分から伯耆町ということでございました。メンバーとしては、[REDACTED]

[REDACTED]といったメンバーで、合計11名で審議をしました。その過程の中で、びっくりするような内容がありました。公害防止協定がない。そして集落の同意書がない。というようなことで、農業会議の指導がどうなっているのかと、私どもも、齋下会長とともにびっくりしたような次第でございます。本当に、農業会議にもしっかり指導していただかなければいけませんし、また、西部農林局も[REDACTED]ちゃんと指導しなければいけないと思います。指導もせず黙っていたのではいけない。私どもも、何のために現地調査をしたのか？というようなことになりますし、農業会議の方々も、本当にきちんとされなければ、農業会議が無くなっても良いのではないかということになる。私ども、齋下会長と奮起しましたのは、伯耆町の事務局が6月10日に会長さんがよろしいと許認可を出しているにもかかわらず、一言も弁明もないし、話もないし、こうだったということもありませんでした。こういうことでは、農業委員会はなくても良いのではないかと思ってしまいます。私も、11月29日に知事さんにお会いしますので、その時に、農業委員会は無くて良いのではないかと言いたいなと思っておりました。余りにも、齋下会長との現地調査を馬鹿にしている。議会の同意は得たと。議会は無関係なことなんですよね。それよりも、農業会議に聞いたり、わからなければ、私どもの南部町の事務局に聞けば、よく知っていますので、聞かれたら良かったと思います。口幅ったいことを言うようですが、会長さん、もう少しこれらをきちんと教育されないといけませんよ。だんだん質が落ちてきています。私、1年ぶりに常設に出てきましたけど。だんだん質が落ちてきます。こんなことなら常設がなくても良いのではないか。口幅ったいことを言うようですが、そのようなことで、齋下会長と現地調査をしましたが、何を確認したのかということになる。以上です。

議 長

ありがとうございました。恩田会長からも鋭い指摘があったようでしたので、私どもの方でも分かりましたので、事務局には、これからはしっかりと対応するよう注意をさせていただきましたので。事務局の方で何かありますか？

事務局	はい。現地調査の際、農業会議の確認支援が不十分であったこと、非常に申し訳ございませんでした。資料を1つ1つ確認しながら、本当に現場の方が確認したのか、その辺を十分に注意しながら今後の農業委員会の支援に努めていきたいと思います。今回のことを踏まえて、より一層現場に寄り添った、住民の皆さんを見据えながら、農業会議としての支援をしていきたいと思います。この度の件では、本当にご迷惑をおかけし、深く反省をしております。今後、今回のことを踏まえ、しっかり支援協力をして参りたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。本当に申し訳ございませんでした。
議 長	それでは、2 つの調査報告が終わりました。まず最初に、米子市の件について皆様にお諮りいたします。ご質問、意見等ございませんか。 (質問・意見なし)
議 長	ないようですので、米子市の案件については、異議なしとしてよろしいか賛成の方の挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	ありがとうございます。 全員賛成ですので、異議なしとさせていただきます。 引き続き、伯耆町の案件について質問、ご意見ございませんか。 石委員どうぞ。
石委員	■■■■の構造が分かりませんので、それをちょっと教えていただきたいなと思います。それは、外気が通るような■■■■の構造しか僕は頭にありませんので、密閉された■■■■、中の臭気が漏れるような構造になっているのか、いないのかということを1つお尋ねしたいと思います。
議 長	それでは伯耆町事務局。業者の方は来ておられますか。
伯耆町農業委員会事務局	■■■■の責任者の方を呼んでいますので、そちらからお答えさせていただいてもよろしいでしょうか。
議 長	はい。どうぞ。

はい。石委員。

XXXXXXXXXXというのは、強制的に外に排気をする構造だとする理解でよろしいですか。

11/11/2016

そうしますと、[]との公害防止協定を締結なさったとのことですが、おそらく、排水当たりで通常の施設管理のことは通常はあるのかなと思いますが、公害防止協定の中で、いわゆる[]の問題はどのような扱いとなっているのか。この[]は、強制的に外に臭気を放出するという構造のようですし、汚泥というのか堆肥というのかの処理は、外のボイラーで焼却するという構造のようですが、これを焼却するとなると、かなり臭気が出るのではないかと気にしているので、その臭気に関することの規制について私はわかりませんが、[]と、臭気の問題について協議をなさったのかどうかということ。それから、協定の中に、[]の内容が盛り込まれたのか、盛り込まれていないのかお尋ねしたい。以上です。

はい。それでは、ただ今の質問について説明をお願いいたします。

11/11/2019

はい。それでは事務局どうぞ。

事務局の方から追加で説明になりますが、町の方が仲立ちをし

会事務局	ておりまして、[]に係る町での[]というものを設けております。これは、地元の[]を含めた周辺集落の方々にお集まりいただきまして、役場が年1度ではありますが、年度初めの4月か5月に、[]との[]であるとか公害等に関する意見交換を行っております。コロナ前にもずっと行っておりましたが、コロナ禍では、先ほど[]さんが言われました[][]を設置されてからかなり[]問題はなくなりまして、これ以降の[]に関する苦情は伺っていないのが現状であります。以上でございます。
議 長	はい。石委員よろしいですか
石委員	はい。
議 長	他にございませんか。
中村委員	はい。
議 長	中村委員どうぞ。
中村委員	関連してですが、まず2点ほど。既設沈殿槽の方に流しているとのことですが、図面を見ると、既設の[]から14ページですね。沈殿槽から最終沈殿槽に行って川に流れるという形。その既設の沈殿槽に流す計画となっておりますが、規模的には、今回の6棟が加わっても、別に問題ないということですか。確認の意味です。それからもう1つ。先ほどの説明で[]にするために6棟増やしたという説明があったと思うが、2ページの転用事業者の欄に農業経営改善計画の認定ということで、今、[]にしていくということがあるから、今回増やしていくこととしているのか。その時に、[]ですか。ほど増えますよと書いてありますが、経営改善計画との絡みについて教えていただけたらと思います。
議 長	はい。事務局どうぞ。
伯耆町農業委員会事務局	枅への水路からの流入につきましては、流量計算を行っておりますので、十分大きな枅でございますので、6棟増えても、そこは十分間に合うと計算されております。ちなみに、流量計算は、100.4mm/hの雨量で計算されているというところであります。経営改善計画につきましては、把握しておりませんでしたので、広域認定をされているとのことで、伯耆町も関わっているのです

	が、変更の認定はございませんので、経営改善計画に基づいてこれを■するというような対応にはなっていないという認識です。説明は以上です。
議 長	はい。中村委員良いですか。
中村委員	はい。
議 長	そのほかございませんか。はい。それでは無いようですので、ただ今の伯耆町の案件につきまして、異議なしとしてよろしいか賛成の方は挙手をお願いいたします。 (賛成多数)
議 長	はい。ありがとうございます。異議なしといたします。
6 情報提供 議 長	情報提供ですが、午後に定期総会を控えておりますので、今回は省略をさせていただきます。
7 その他 議 長	その他として皆さんから何かありますか。
安部委員	はい。
議 長	はい。安部委員。
安部委員	前回の常設委員会の関係で、大山町の関係が出ていたと思います。その中で、機械等から出る油の関係について、分離層を造るという条件のうちでの賛成となりました。その後の経過として、それが、どのようになったかということ。それからもう一つ。それが、具体的にどのような形で整備されることになったのか聞かせていただけるということで、それについて御質問をさせてもらったということです。ちょっと回答があれば。
議 長	はい。事務局。
恩田委員	会長おかしいのではないか。それは、この間済んだことではないのか。全会一致で。今更それを議論するのか。

議 長	そうではないでしょう。油の関係の施設を作ることを指導します。ということが事務局からあったもので、それが、どのようになったかを聞きたいということですね。
安部委員	そういうことです。
議 長	それは良いのではないですか。はい。大山町事務局。
大山町農業委員会事務局	大山町農業委員会の■■■でございます。前回指導していただき分離層を設けるということについて御要望がありました。こちらとしても、ちゃんと備えますということで指導しますと申しましたが、そのあと設計会社と協議しました結果、ちゃんと分離層を備えるということで設計変更をすることになりましたのでご報告いたします。どうもありがとうございました。
議 長	よろしいですか。
安部委員	はい。
議 長	それでは、他にございませんか。無いようでしたら、事務局、次の開催日について説明をしてください。
事務局	(次回開催日程について説明)
8 閉 会 議 長	それでは、以上をもちまして、本日の常設審議委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。 (午前 11 時 54 分)